

令和 8 年度

まなづる小学校いじめ防止基本方針

最終改訂 令和 7 年 4 月 1 日

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	1
II	いじめの未然防止	3
III	いじめの早期発見	5
IV	いじめの早期対応・解消のための取組	7
V	インターネット上のいじめへの対応	9
VI	いじめ防止のための組織の設置	10
VII	重大事態への対処	11
VIII	その他	13
別紙 1	子供の SOS サイン・いじめの兆候	
別紙 2	いじめ防止指導等年間計画	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法第2条では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と、補足されています。

まなづる小学校では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している部分があるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※好意から行った行為が意図せず相手側の子供に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った子供が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。しかし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、学校いじめ対策組織を中心とした情報共有や総合的ないじめ対策を行うことが必要である。

2 いじめに対する基本認識

全ての子供に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子供も大人も以下のいじめに対する基本認識をもって問題に向き合うことが必要である。

- (1)いじめは、いじめを受けた子供の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- (2)いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3)いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- (4)いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供も含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。
- (5)いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (6)いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

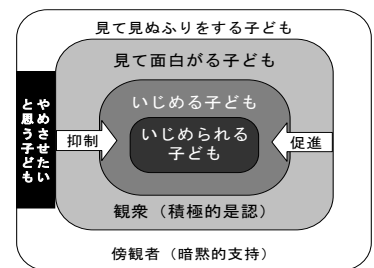
3 いじめ対策の基本理念

心豊かで安心・安全な社会の形成に向けて、子供と大人がともに当事者意識をもって、いじめ問題に取り組むことが重要です。本校では、次のことを基本理念に抱え、取り組む。

- ・「いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるという認識を共有し、だれもがいじめを行わず、いじめを放置することとがないよう取り組む。
- ・学校の内外を問わず、様々な場所・場面でいじめが起こりうるという認識をもち、家庭や地域住民、関係機関等と連携して取り組む。
- ・すべての子供が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止に取り組む。
- ・あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教える。また、自分はもちろん、他人の「いのち」も、大切に、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組む。
- ・いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていく。

4 いじめの構造

いじめられた子供は、集団の中で他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていく傾向がある。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいる。いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在がある。「観衆」が多いと、いじめは一層エスカレートする方向に向かうことがある。「傍観者」は、いじめられている子供から見ると、いじめに暗黙の了解を与えているように見えることがある。「傍観者」が仲裁者となれるような指導を行うことが大切となる。



5 いじめにおける子供の心理

いじめに関わる子供には、それぞれに悩みや寂しさ等の問題を抱えている場合も多くある。その子供の心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導支援することが重要となる。

(1) いじめられている子供の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多い。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消を他の子供に向けることがある。

(2) いじめている子供の気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行うことがある。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。
- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、ストレスのはけ口的手段としてしていることがある。
- ・差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないでいることがある。

Ⅱ いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、いじめを起こさせない・許さない文化をつくるのが大切です。

日々の児童指導に関しては、積極的(発達指示的)児童指導を重視します。積極的(発達指示的)児童指導とは、児童の問題行動に対する指導(だけ)ではなく、全児童の発達を支える働きかけ(生徒指導提要より抜粋)です。また、児童一人一人が抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力とそのもととなる性格形成等を様々な場面で育みます。

そのために、いじめの様子や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。また、それが実施されているかを点検できる仕組みをつくります。

さらに、いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、家庭や地域において、家族や大人と触れ合う機会を充実する等、大人は子供を支えていく姿勢を示し、子供が自分の存在が大人に認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくり、常に開かれた学校づくりに努め、広報活動を積極的に行います。

Ⅰ いじめをしない・させない風土をつくる取り組み

◎児童指導の方針：積極(発達支持)的児童指導の重視

「積極(発達支持)的児童指導」とは、問題行動に対する指導(だけ)ではなく、自尊感情や自己指導能力を育む指導・全児童の発達を支える働きかけのこと。それは、個や集団に対する〔あいさつ、声かけ、励まし、賞賛、対話 など〕によってなされるものであり、次のようなことに配慮しながら、日常、特に授業において実現されるべきものである。

- ①自己有用感を高め、児童の自己実現をサポートする [ほめる・励ます・支える]
- ②児童の目線に立ち、同じ方向を見て進み、共に笑い共に泣く [共有体験・共視・共感]
- ③良好な学校風土を創る [差別されず、程よく期待され、集団に貢献できる]
- ④温かいクラスを創る [温かい+不穏なことが見逃されない]

※児童の自己実現をサポートするために、次のような教師であることを心がける。

- 話しやすい先生**：元気にあいさつをし、基本的に笑顔で接することは、児童の安心感につながる。教師の思いや考えを押し付けることや忙しそうなお雰囲気を出さないよう心がけ、話しやすい雰囲気をつくる。
- 関わってくれる先生**：児童との対話やともに過ごす時間を意識的に作り、児童のことを知ろうとする。何気ない日常的な話題で、児童と言葉を交わすことや、一緒に給食を食べる、一緒に清掃をする、一緒に遊ぶなどの時間を大切にする。そのために、校務の効率化に取り組む。
- 伸ばしてくれる先生**：児童の良い面に目を向け、よさを伸ばすための指導に努める。また、課題を受け止め、その克服に向けて、粘り強く、具体的に支援することに努める。
- 話を聞いてくれる先生**：児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- 配慮できる先生**：褒めるときは大いに褒め、注意するときは、なるべく個別・皆の前で個人名を出さない。「できている子を褒める」「注意は集団・全体へ」などで不適切な行動を抑制する

◎児童に対する取り組み：児童の道徳心や規範意識を高める取り組みの重視

○道徳心や人権感覚を育むための道徳教育や人権教育の充実

- ・様々な場面で「命」「友だち」「物」「言葉」を大切にすることを意識して指導する。
- ・日常的に整理整頓を実践し、安全できれいな環境づくりを心がける。
- ・元気よくあいさつができるようにする。
- ・各学年、道徳で「いのち」をテーマにした学習を行う。

○他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするためのコミュニケーション能力、課題解決能力等の育成に向けた取組

- ・学習の中で、ペア学習やグループ活動などを積極的に取り入れる。
- ・話し合い活動や発表の場を充実させ、表現力、思考力、創造力を育てる。
- ・学級活動の中で、各学年グループエンカウンターやSSTを取り入れる。

○自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳心を育むための異学年交流や学校間交流、職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実

- ・縦割り班（なかよし班）活動を推進する。（児童会を中心とした交流計画、なかよし班清掃等）
- ・「ふるさと教育」を各学年で実施し、地域の人々とふれあう機会を設定する

○自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに向けた取組

- ・日頃の授業や特別活動・行事の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定する。
- ・家族や地域の大人とふれあう機会の充実を推進する。
- ・学校・家庭・地域が一体となった地域一体教育の推進と、教育活動全般にわたって、外部講師や学習ボランティアを受け入れ、学校生活全般を豊かにする。
- ・委員会活動と連携し、放送等を用いて児童の良い面を全校に共有する。

○いじめ問題について学び、主体的に考え、行動する機会の設定

- ・いじめ防止集会で、いじめの定義、いじめは絶対に許されない行為であることや、いじめを受けたり見つけたりしたら誰かに相談することの重要性を児童に伝える。
- ・各学年、道徳で、いじめ問題に関わる題材を扱い、いじめが起きたことを想定し、止めるための行動等について、児童が考え、議論できる機会を保障する。
- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない行為である」という学校文化の醸成に努める。
- ・学級活動や児童会活動を中心に、よりよい集団生活、学校生活を送るための取組の一環として、児童自らいじめの問題について学び、主体的に考え、議論する機会を設定できるようにする。また、児童の発達段階に応じた無理のない取組がなされるよう、適宜指導助言をする

2 教職員間の情報共有・資質向上のための取り組み

○いじめ問題に関する職員研修：いじめ防止基本方針を用い「いじめ」の捉えや、未然防止と早期発見の基本理念や年間計画等、いじめ防止に向けたプログラムについて周知徹底する。

○児童指導委員会：いじめに関する基本的な考え方に沿った実践が行われているかチェックする。

いじめの兆候を早期にキャッチするあり方などを共有する。また学年団研へおろして実行する。

○学年団研・フロア団研：打合せ後10分程度の学年団やフロア団での情報共有の時間をもうける。

良い点・気になる点 両方向の情報を共有する。スクリーニングやチェックリストを取り入れるなど、より多面的なアセスメントを行えるようにする。

○教室掲示や授業を見合う：OJTを推進し、実践の交流等、職員相互の高め合いに努める。

○放課後の情報共有：放課後に学年・ブロックで児童の様子を互いに振り返り、伝え合う。

○ちょっとした声かけの励行：小さな変化・サインに気付いて声をかける。

- より迅速な情報共有：データ版の打合せ簿を用い、職員全体に共有したい・すべき情報を、一斉・迅速に共有できるようにする。
- 申し送り事項ファイル：児童指導情報の一元管理を行う。事案の詳細や対応を入力し、共有したり、引継ぎに活用したりする。
- 月末の不祥事防止日常点検チェック：指導に際して自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したり、体罰がいじめの遠因となることを避けるため行う。細心の注意を払い、徹底を図る。
- 組織的対応：校内支援体制を確立し、一人一人のニーズに応じた適切できめ細かな指導と支援を日常的に行うようにする。特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を適切に行えるようにする。
- いじめ防止基本方針について課題があったときは、直ちに見直し、そのことを職員間で共有する。

3 保護者や地域と連携し、開かれた学校づくりを実現するための取り組み

- 学校だよりや学級通信等で学校・学級の様子を伝える。
- 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問や教育相談等を通して、普段から保護者と密に連絡を取り、未然防止・早期発見に努める。
- 学校公開日や学校行事・学級懇談会等を充実させ、保護者や地域の方々との連携を図る。
- PTA、教育委員会、地域団体、外部機関（児童相談所）との連携・協力を積極的に進める。
- 地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実が図られるように、家庭へ情報提供を行う。（チラシの配布、ポスター掲示等）
- いじめ防止基本方針を、学校ホームページで公表する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になります。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切です。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に情報を交換・共有することが重要です。あわせて定期的なアンケートや教育相談の実施等、児童が困った時に相談しやすい仕組みや、いじめに対する声を上げやすい環境、集団作りに努めます。また、SOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要することを教職員は理解し、誠意をもって対応します。

1 いじめに対する声を上げやすい環境・集団作り

- 相談ポストを設置し、積極的な相談体制の充実を図る。
 - ・積極的に活用されるよう、全校集会等で周知する。《悩みがある児童がいつでも相談できる体制》
 - ・児童が相談したい相手を記入する欄を設ける。《誰にでも相談できる体制》
 - ・日直が点検をし、相談があった場合は児童指導担当職員・管理職へ報告する。
 - ・**児童指導部で確認後**、関係職員で連携して迅速に教育相談を実施する。
- 心の相談員、スクールカウンセラー、電話相談窓口等、校内外の相談窓口を児童と保護者に周知する。
- 学級の一員として児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合えるように、学級のルール・目標・集団意識をつくること、それらを育て、深めていけるような学級経営に努める。
 - ※4年生以上は集団作りのアセスメントとして、QUを実施し、結果を分析し、学級経営に生かす。
- 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、学校だより等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。

2 アンケート調査・個人面談等を通じた把握

(1) アンケート調査の実際について

- 定期的にアンケートを実施する。その際、次のことを踏まえて作成・実施する。
 - ・児童の負担にならないように内容を工夫する。(10分程度)
 - ・児童が素直に回答できるように、実施や回収の方法は学年団で相談して決める。
 - ・「友達と仲良くしていますか」のようにプラスのイメージの項目も入れるようにする。
 - ・アンケートの位置づけ(自分の生活を見直し、よりよい生活を築くきっかけとするもの)を児童に伝える。
 - ・アンケートの内容以外にも、全職員で児童の様子にも気を配る。
- 実施時期・・・5月(下学年：学校生活アンケート・上学年：QU)、
10月(下学年：いじめに関するアンケート・上学年：QU)(運動会後)
1月(全学年：学校生活アンケート)
 - ※アンケート実施後に転入があった場合は、転入2週間をめやすに当該学期実施のアンケートを実施する。
- アンケート実施後は、次のように対応し、よりよい学級経営、児童指導へ反映させる。
 - ①結果の分析→個人面談の実施(気になる回答をした児童へ個人面談をその日のうちに行う)
 - ②学年団研や児童指導委員会で共有→対応→申し送り事項ファイルに経緯を入力
 - ③学年団研で<みとり・対応用紙>を用いて分析。結果・対応の経緯を児童指導部に提出・報告
 - ④管理職に提出・報告。必要に応じて15分会議やケース会議の開催、全職員への周知等を行う。
 - ※気になる事案については、継続的に見守り、関係児童の話聞くよう努める。
 - また、全職員で共有し、共通の指導ができるようにする。
- 記入されたアンケートは、学年ごとにまとめて所定の場所で保管する。(卒業後5年間保管)
 - ※なお、アンケートや面談等で得た情報は、重要な個人情報であることを理解し、十分配慮して扱う。

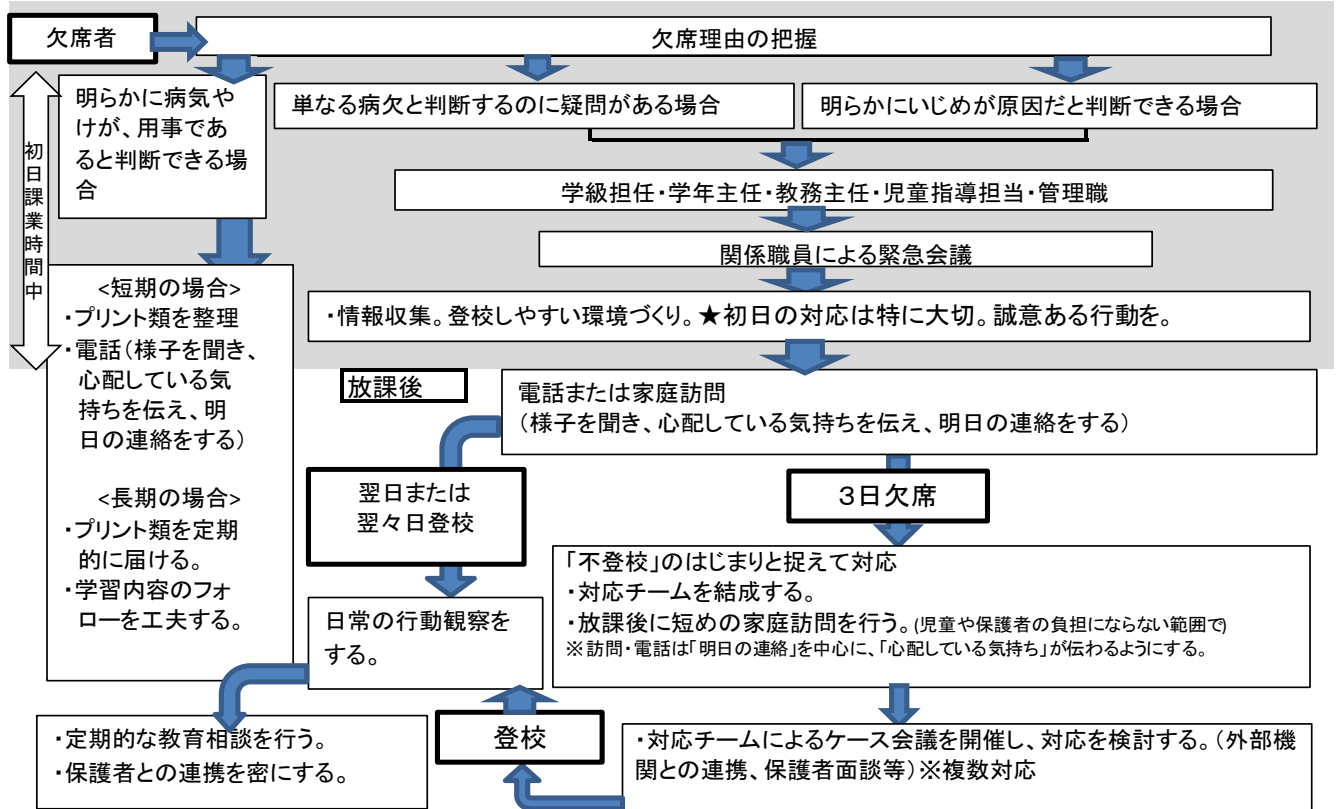
(2) アンケート後の個人面談について

- 各アンケート実施後に、「面談週間」を設定し、個人面談を実施する。面談時間を確保するため、管理職や支援員の協力を得るようにする。
- 児童が希望する時には迅速かつ確実に面談ができる教育相談体制を確立する。

3 欠席・連続欠席への対応

○一見単なる体調不良に見える欠席でも、いじめを含む友達関係の悩みから体調不良や登校しぶりを引き起こすケースがあることを踏まえ、欠席・連続欠席に対し次のような対応を徹底する。

【連続欠席対応に関するフロー図】



※本フローチャートは印刷し、健康観察板の表紙裏に添付し、「見える化」する。

※9 ページのフローチャートは、プリントアウトのうえ職員室に掲示し、「見える化」する。

IV いじめの早期対応・解決

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかにチームで組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切となります。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

1 いじめの疑い・認知・通報を受けた時の対応

【いじめ対応に関するフロー図】

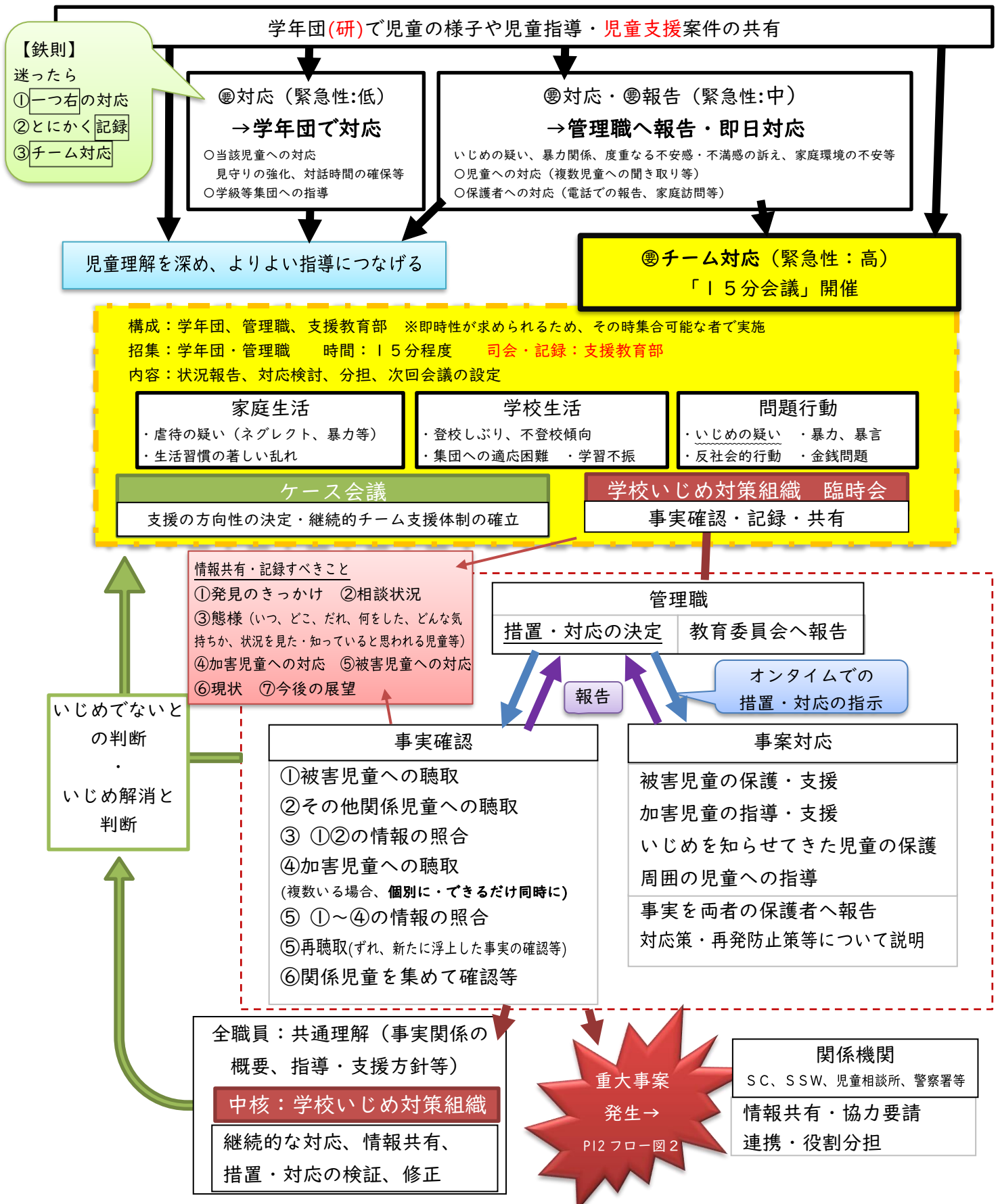
- ① **止める・情報収集**：いじめや問題行動を認知した・その疑いがあった場合、まずその場で当該行為を止めるよう試みる。また事実関係の確認及び関係児童への支援を適切かつ迅速に行う。
- ② **相談・報告・チーム対応**：事案(いじめ)を認知したら、とにかく相談・報告。少しでも心身に苦痛を感じている児童がいたら、迷わず(学年団→管理職に)相談・報告をする。その後、必要に応じて15分会議やケース会議を開く。チームの総意でチーム対応を基本とする。
- ③ **より正確な事実の認定及び記録**：チーム対応の際には、関係児童、教職員や保護者など、多方面から適切な方法で速やかに情報収集を行い、先入観にとらわれずより正確な事実を基にした対応に努める。そして申し送り事項ファイルに記録(いじめ事案は赤字で記録)する。
- ④ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と当該の教育委員会の間で情報を共有し、連携して対処する。
- ⑤ いじめを受けている児童といじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ⑥ 双方の保護者に事実関係を家庭訪問等で速やかに伝え、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。
- ⑦ 必要に応じて他機関と連携して対応に当たる。
- ⑧ 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って町教育委員会に報告する。

2 問題解決のための適切な指導と支援

- ① いじめを受けた子供を最後まで守り通すという認識のもと、登下校時や休み時間、清掃時間などの安全の確保を図る等の安全を確保し、児童と保護者に寄り沿った、適切な支援・指導を行い、安全に安心して生活する環境をつくる。
- ② 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子供の心身及び財産等に対する被害に早急に対応する。
- ③ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることや、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした指導を行う。また、いじめの背景(家庭環境や人間関係のストレス等)を把握する。加害児童も別の面で被害を受けている可能性も考慮しつつ、人格の成長を促す指導・支援を行う。
教育上必要と認めるときは、校長がいじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。
- ④ 双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、協力を求めるとともに、対応策と再発防止策について十分に説明し、継続的な支援を行う。
- ⑤ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。
- ⑥ いじめに係る全ての情報を「申し送り事項ファイル」に記録する。
- ⑦ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは小田原警察署と連携して対処する。特に児童の心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに通報し、適切に援助を求める。
- ⑧ ケースに応じ、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。

【いじめ(疑い・認知・通報) 対応に関するフロー図】

児童指導・支援上の問題については、些細なことでも、学年団(研)で共有する。必要に応じて、児童指導部・管理職に報告、15分会議(学校いじめ対策組織臨時会と解釈)を開催し、チーム支援に当たる。



3 いじめの解消

○いじめの解消とは、単に謝罪をもって解決している状態とせず、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。

- ①いじめに関わる行為が止んでいること
- ②いじめを受けている児童が心身の苦痛を感じていないこと。

○解消後も、当該児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するよう努めるとともに、児童との対話を深めることなどを通して、再発を防ぐ。

○当該児童だけでなく、すべての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導するなど、学級等の集団の中でいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。

○校内はもちろん、幼小中の12年間で確実に引き継ぎ、継続した見守りと支援・指導を行う。

V インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめには、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度拡散してしまった情報を消去することは極めて困難で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があります。いじめの意識なく、仲間外しや短絡的な言葉でのいじめにつながることも多くあります。また、判断力・行動力が育つ前に使い始めることで、ネットにはまり込み、「ネット依存」等に陥り、児童の価値観や生活等に悪影響を及ぼすことも考えられます。さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。これらの特性から、学校と家庭が緊密に連携し、協力して未然防止・早期発見・早期解決に努める必要があります。

学校では、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。

1 未然防止のために

日常の道徳教育や学級経営を通じ、道徳心を高めるよう努める。また、「現実世界でダメなことは、ネットの世界でもダメ(相手を傷つけること、暴言、あおり、金銭・モノの収受等)」という基本理念の定着を図る。

インターネット上で発信する際に相手の気持ちや状況を考える力、受信した情報が信頼できるものかどうか判断することができる力を身に付けさせるよう努める。

○真鶴町「**スマホ等のきまり**」を配付し、発達段階に応じた指導をする。

○情報モラル教育を推進する。(学級活動、道徳、外部機関と連携したネットマナー教室等)

(例) ・インターネット上のいじめの特性について学ぶ

- ・スマホ等を利用する上でまきこまれやすい犯罪や、犯罪に当たる行為の事例を学ぶ
- ・スマホやオンラインゲーム、SNS等の利用上の問題を考える
- ・スマホ等の利用のきまりを考える
- ・情報発信の際の留意点について考える 等

○児童のインターネット利用の実態及び最新のネットトラブルの動向把握に努め、指導に生かす。

○保護者への啓発・指導に努める。(4月懇談会でネットデバイスとの上手な向き合い方を考える、ネットマナー教室の公開、学校便りでの情報提供等)

2 早期発見・早期対応のために

- インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に迅速に対応する。
- 不適切な書き込み等については、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、直ちにプロバイダに対して速やかに削除する措置をとる。
※必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求める。
- いじめに関するアンケート調査項目にインターネットに係る項目を設定する。
- 外部機関の相談窓口等の情報を把握し、適切に活用できるようにする。

3 事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュが残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにする。

VI いじめ防止等のための組織の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、「学校いじめ対策組織」を常設します。いじめ問題対応委員会は、次の2つの組織で構成されます。

定例会…いじめの未然防止、早期発見等の対策のための取組を行う。（児童指導委員会と兼ねる。）

臨時会…いじめ事案に対して機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担う。

1 定例会（児童指導委員会）について

(1) 構成・・・校長、教頭、教務、全教諭、教育相談コーディネーター、養護教諭等
※必要に応じて外部専門家を招聘（SC、SSW等）

(2) 役割

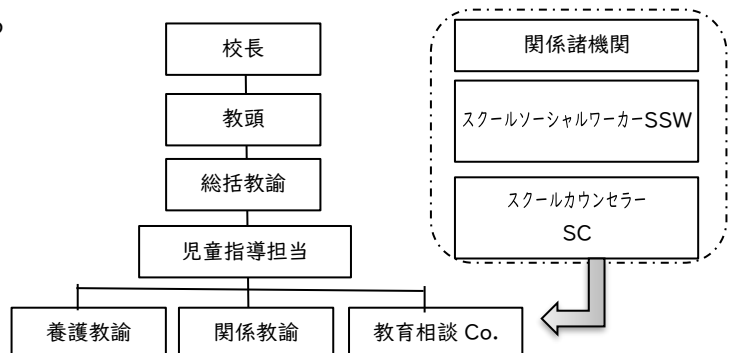
- 未然防止に向けて、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの推進
- いじめの早期発見・事案対応のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめの疑いのある情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検・見直し
- いじめに関する児童、保護者、及び地域に対する情報発信や意識啓発

2 臨時会について

(1) 構成・・・右図参照

(2) 役割

- いじめに関する通報及び相談への対応
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の迅速な共有及び事実関係の把握（アンケート調査や聞き取り調査等）
といじめに該当するか否かの判断



- いじめを受けた児童に対する保護及び支援、並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童に対する指導体制及び対応方針の決定並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者に対する情報提供 等

VII 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに町教育委員会へ報告し、必要に応じて警察等の関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応するとともに、町教育委員会がその事態の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。

事実関係を明確にするための調査を実施した場合、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。

1 重大事態の意味

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間 30 日を目安）
※目安に関わらず、学校または町教育委員会の判断による。
- 児童及びその保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合
※重大事態ではないと考えたとしても、児童及びその保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものととして町教育委員会に連絡・相談する。

2 「まなづる小学校緊急事態対応委員会」の設置

重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。調査の主体が学校となった場合は、町教育委員会の指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けて調査を行います

構成員	校長、教頭、グループリーダー、 児童指導担当、担任 ※必要に応じて、専門家（SCやSSW等）の参加を図り、調査の公平性・中立性を保つよう努める。
その他	・事案内容により構成員については柔軟に検討し、校長が任命する。 ・組織を構成する第三者の参加については、教育委員会と検討し構成員を決定する。

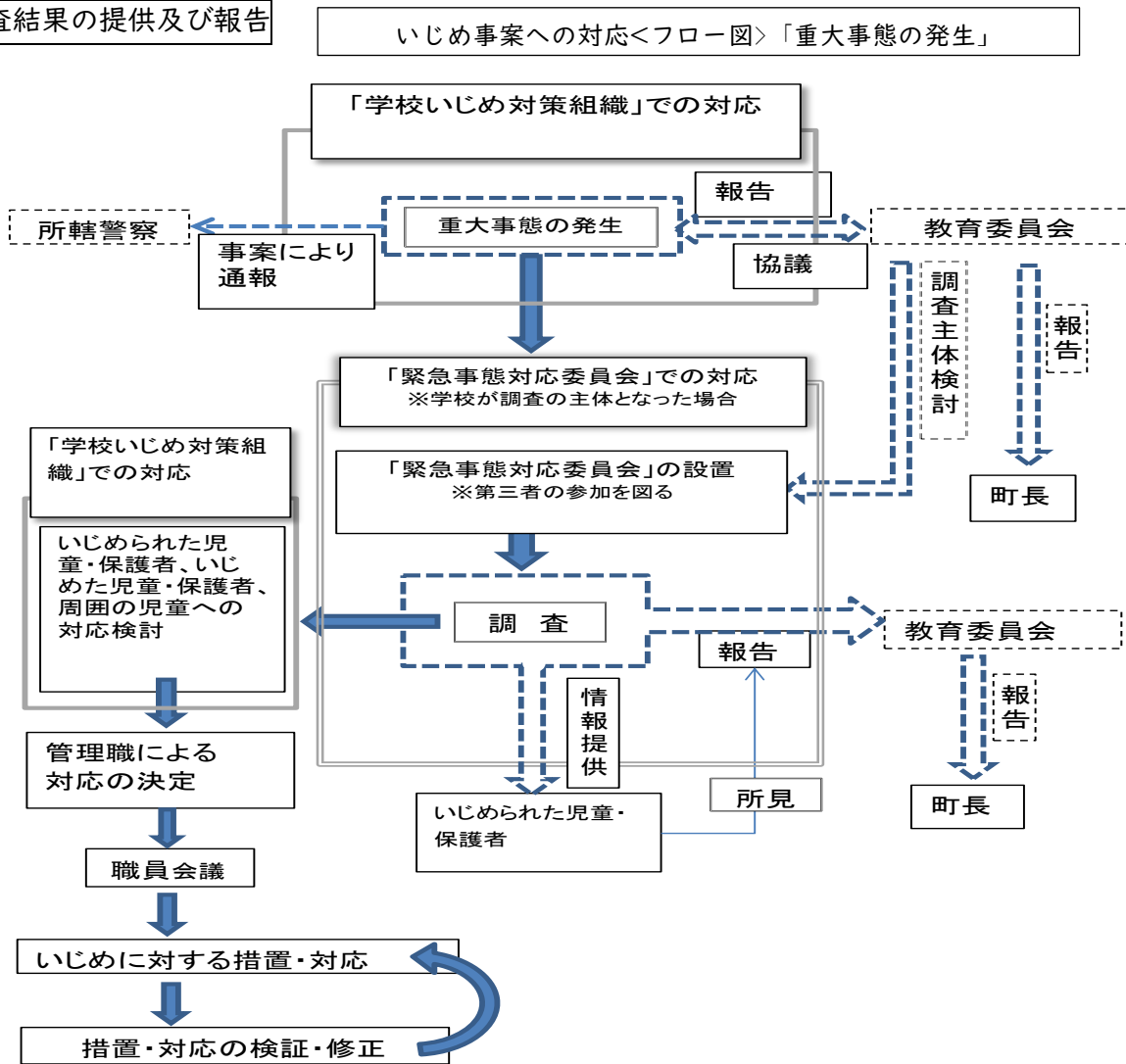
3 「まなづる小学校緊急事態対応委員会」の活動内容

重大事案全体の状況把握について、情報交換を行い、外部機関との連携の窓口となります。また必要に応じて、SCやSSW等の専門家と対応の協議や指導方針の決定を行います。

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
※アンケートを実施する場合、調査に先立ち、プライバシーに配慮した上でいじめを受けた指導やその保護者に提供する可能性があることを、調査対象に説明する
- ②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ③町教育委員会への調査結果報告

④調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて調査結果の報告を提出 ※予めそのことをいじめを受けた児童とその保護者に伝える。

4 調査結果の提供及び報告



- ※ 重大事態の調査主体が町教育委員会の場合は、町教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

調査の主体が学校となった場合、学校から調査結果の報告を受けた町教育委員会は、必要に応じて町教育委員会に調査を行うための組織として「真鶴町学校問題調査委員会」を設置し、さらに詳しく調査を行う。また、学校もしくは真鶴町学校問題調査委員会の調査結果の報告を受けた町長が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する「真鶴町いじめ問題再調査会」が再調査を行う。

VIII その他

1 適切な教育活動実施のための学校評価について

学校の評価を行う場合においていじめ防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適切に評価が行われるようにしなければならない。

<アンケート設問例>

(1) 児童用学校生活アンケートの項目より

ア.わたしは、学校が楽しいです。

イ.先生は、困ったことがあるとき、気軽に相談にのってくれ、力になってくれます。

(2) 保護者用教育活動アンケートの項目より

ア. お子さんは学校生活を楽しいと感じているか。

イ. 先生は子供のことを理解し相談にのっているか。

ウ. 学校は安全安心な環境を整えているか

2 いじめ防止基本方針の見直し・改訂について

毎年、本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検・見直しを行う。

平成 29 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

令和 8 年 4 月 1 日改訂

別紙Ⅰ 子供のSOSサイン・いじめの兆候チェックリスト

登校時	<input type="checkbox"/> 遅刻・早退・欠席が多い。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く元気がない・無理に明るく振舞おうとしている。 <input type="checkbox"/> あいさつの声が小さい・しない・いつもと違う。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。
授業中	<input type="checkbox"/> 忘れ物が増えた。 <input type="checkbox"/> 学習意欲、集中力が低下する。 <input type="checkbox"/> 教師が褒めると、まわりがあざけ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 発言すると野次や冷やかしの声や否定的な反応が増える。 <input type="checkbox"/> 配付したプリントが渡っていないことがある。 <input type="checkbox"/> グループ替えなどで最後まで所属が決まらない。 <input type="checkbox"/> 座席の机が離されている <input type="checkbox"/> 手紙や紙切れが回っている。
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。集団を避けるようにしている。 <input type="checkbox"/> 遊びと称して友だちとふざけ合っているが、表情がさえない。 <input type="checkbox"/> トイレに長く入っている。 <input type="checkbox"/> 教師に必要以上にまとわりついてくる。 <input type="checkbox"/> 保健室や職員室に行くことが多い。
給食・清掃	<input type="checkbox"/> 食欲がない。給食を残す。 <input type="checkbox"/> 準備・片付け等を一人でしている。
下校	<input type="checkbox"/> なかなか下校しようとしめない・あわてて下校することが多い。 <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持たされている。
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の友達に命令され、言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> 笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わそうとしない。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが乱暴になった。 <input type="checkbox"/> 周囲の友達に異常なほどの気遣いをする。 <input type="checkbox"/> 何か出来事が起こると、責任を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたりする。 <input type="checkbox"/> ひどいあだ名でよばれている。

《家庭で見られるSOSサイン》

<input type="checkbox"/> 登校時間になると頭痛、腹痛を訴え、登校を渋るようになる。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなる。 <input type="checkbox"/> 持ち物や身体に落書きがあったり、衣服が汚れていたり、けがをして帰宅したりすることがある。 <input type="checkbox"/> イライラしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなることがある。 <input type="checkbox"/> 友達からの呼び出しメールや電話が頻繁にある。 <input type="checkbox"/> 金銭を持ち出したり、物がなくなったりする。 <input type="checkbox"/> 飲食物を買いに行かされている。

	未然防止の取り組み・集会等	情報収集・アンケート等	相談ポスト・通知・しおり等
4	通年：学年団研計画・司会、スクリーニング 4月提案+きまり提案 生活集会：まな小のきまり+相談ポスト、 心の相談員(4/18) 児童指導委員会：いじめ基本方針の提案 (4/18)	通年：各種アンケート、申し送り事項 ファイル入力促進 QU 発注	通年：相談ポスト担当、学警連、各種 印刷 学校のきまり印刷・配布・特別教室に 貼る
5	対職員 児童理解会実施・司会(5/16) いじめ防止集会提案・資料準備(パワポ) →保護者に見てもらえるように教務と調 整をすすめる。	学校生活アンケート(1~3年) Q-U(4~6年)・配送・戻ってきたら、 みとり	児童指導委員会準備：気になる児童 を所定フォルダに入れてもらう
6	いじめ防止集会・実施・司会(6/13) ネットマナー教室	いじめ防止朝会サポート	いじめ防止朝会サポート
7・ 8	児童指導委員会：人間関係プログラムと Q-U の研修	学校生活アンケート①の結果対応 報告(打合せ)：ブロック共有・全体共 有・申し送り事項データ入力 QU 発注	夏休みしおり起案・印刷・配布 携帯・スマホのきまり起案・印刷・配 付 →懇談会に間に合わせる
9			
10	指導委員会いじめアンケート報告・ブロッ ク共有・全体共有・申し送り事項デー タ入力	いじめアンケート(1~3学年) Q-U(4~6年)・配送・戻ってきたら、 みとり	
11			
12	児童指導委員会：生活アンケート報告・ブ ロック共有・全体共有・申し送り事項デー タ入力	学校生活アンケート(全学年)(学校 運営反省につなげる)	冬休みしおり起案・印刷・配布 携帯・スマホのきまり起案・印刷・配 付 →懇談会に間に合わせる
1	集会×(かつては生活目標についてやっ ていたが、児童会にうつったので、やらな い) 児童指導委員会：まな小のきまり見直し		
2			
3	指導委員会：基本方針の見直し		

※ 児童指導委員会は、学校いじめ防止対策組織（定例会）の役割を担っています。

